

夏目漱石『こゝろ』小論

—— Kの自殺をめぐって ——

『こゝろ』におけるKは、先生を自決へと導くための副次的人物として論じられることが多い。しかし、Kの存在をどのように簡単に考えてよいであろうか。

本稿では、Kの人間関係に焦点を絞り、その親子関係、特に養子縁組とそのKにもたらした影響について考えるときともに、自殺者という役割りを演じなければならなかったKの作品の上での存在意義を考察することにした。

Kの養子縁組および離縁に関する描写をかいつまんで説明すると、次の通りである。

真宗寺の次男として生まれたKは、中学の時にかなりの財産を持つ医者の家へ養子にやられ、そこから医学を修めるべく東京へ遊学する。しかし、医者になるつもりもないKは、養父母を欺いて自分の好きな道を歩き始める。ところが、Kは大学入学を機に、自分の偽りを養父母に打ち明けてしまう。その結果、養家との間

にトラブルが生じる。そして、長期間にわたる協議の末に、養家が出資したKの学費を実家の方で弁償するというところで何とか拾がつき、大学一年の時に実家に復籍することになるが、これによって実家との関係もこじれ、勘当同然の処遇を受けることになる。

ところで、実社会における養子制度は、法律的にどのように規定されていたのであろうか。次の表に、明治民法の中からKに関係があると思われる条を抜き出し、参考までに現行民法のそれに該当する条を併載した。

丸川 典子

△第四編 親族 第四章 親子 第二節 養子▽

明治民法（明治31年施行）	現行民法（昭和23年施行）
条839条 法定ノ推定家督相続 人タル男子アル者ハ男 子ヲ養子ト為スコトヲ	

得ス但女婿ト為ス為メ
ニスル場合ハ此限ニ在
ラス

第843条 養子ト為ルヘキ者カ
十五年未滿ナルトキハ

其家ニ在ル父母之二代
ハリテ縁組ノ承諾ヲ為
スコトヲ得

繼父母又ハ嫡母カ前
項ノ承諾ヲ為スニハ親
族会ノ同意ヲ得ルコト
ヲ要ス

第844条 成年ノ子カ養子ヲ為
シ又ハ滿十五年以上ノ

子カ養子ト為ルニハ其
家ニ在ル父母ノ同意ヲ
得ルコトヲ要ス

第860条 養子ハ縁組ノ日ヨリ

養親ノ嫡出子タル身分
ヲ取得ス

第861条 養子ハ縁組ニ因リテ

養親ノ家ニ入ル

第797条 養子となる者が十五
歳未滿であるときは、

その法定代理人が、こ
れに代わつて、縁組の
承諾をすることができ
る。

第809条 養子は、縁組の日カ
ら、養親の嫡出子たる

の身分を取得する。

第810条 養子は、養親の氏を

称する。

第862条 縁組ノ当事者ハ其協
議ヲ以テ離縁ヲ為スコ
トヲ得

トヲ得

養子カ十五年未滿ナ
ルトキハ其離縁ハ養親
ト養子ニ代ハリテ縁組
ノ承諾ヲ為ス權利ヲ有
スル者トノ協議ヲ以テ
之ヲ為ス

第863条 滿二十五年ニ達セサ
ル者カ協議上ノ離縁ヲ

為スニハ第八百四十四
条ノ規定ニ依リ其縁組
ニ付キ同意ヲ為ス權利
ヲ有スル者ノ同意ヲ得
ルコトヲ要ス

第874条 養子カ戸主ト為リタ
ル後ハ離縁ヲ為スコト

ヲ得ス但隱居ヲ為シタ
ル後ハ此限ニ在ラス

第875条 養子ハ離縁ニ因リテ

其家ニ於テ有セシ身分

第811条 縁組ノ当事者は、そ
の協議で離縁すること
ができる。

ができる。

② 養子が十五歳未滿で
あるときは、その離縁
は、養親と養子の離縁
後にその法定代理人と
なるべき者との協議で
これをする。

第816条 養子は、離縁によつ

て縁組前の氏に復する。

ヲ回復ス但第三者カ既
ニ取得シタル權利ヲ害
スルコトヲ得ス

改めて説明するまでもないが、明治民法が「家」の存続のために家父長的家族制度を法的に確立させることを目的としたのに対して、現行民法は、その家父長的家族制度の解体を目的としている。このことは、明治民法の第839条・第874条に該当する項目が、現行民法において削除されていることから明らかである。明治・大正期における人間関係は、すべて「家」を中心に成り立っていたのである。

さて、ここでKの場合を考えるのに特に注意すべきなのは、第839・843・860・863条である。まず、第839条「法定の推定家督相続人たる男子ある者は男子を養子と為すことを得ず」、および第860条「養子は縁組の日より養親の嫡出子たる身分を取得す」から、Kが養子になると同時に、養家の家督相続人となったことがわかる。また、第843条「養子と為るべき者が十五年未満なるときは其家に在る父母之に代はりて縁組の承諾を為すことを得」、および第863条「満二十五年に達せざる者が協議上の離縁を為すには第四百四十四条の規定に依り其縁組に付き同意を為す権利を有する者の同意を得ることを要す」からは、Kは中学の時に養子にやられ、大一年の時に復籍したのであるから、K個人の意志とは関係なく両親の意向によって養子にされ、復籍に際しても自分の意志だけ

ではどうすることもできず、両親の同意を得ることによってやっと実現できたということがわかる。

このように、Kは自分の意志とは全く無関係に養子にやられ、中学・高校という最も多感な時期を養子として過ごすわけである。この経験は、Kに、実家においては必要とされず、養家においては必要とされているという、ある種の矛盾（不合理）によって、自己本来の存在の意味に対する疑問を生じさせ、さらには、こうした個人の尊厳を無視した「家」制度に対する疑問をも生じさせたと思われる。そして、このことはKの人格形成に大きな影響を与えると同時に、実家に対する強い「こだわり」（執着心）を植えつけることになるのである。

*

この「こだわり」は、Kの生活態度に、復籍の前後においてかなり違った形をとってはいるが、顕著にあらわれている。まず、復籍前においては、

寺に生れた彼は、常に精進といふ言葉を使いました。さうして彼の行為動作は悉くこの精進の一語で形容されるやうに、私には見えたのです。

（「先生と遺書」十九）

Kは中学にゐた頃から、宗教とか哲学とかいふ六づかしい問題で、私を困らせました。是は彼の父の感化なのか、又は自分の生れた家、即ち寺といふ一種特別な建物に属する空気の

影響なのか、解りません。ともかくも彼は普通の坊さんよりは遙かに坊さんらしい性格を有つてゐたやうに見受けられます。

(同前)

最初の夏休みにKは國へ帰りませんでした。駒込のある寺の一間を借りて勉強するのだと云つてゐました。私が帰つて来たのは九月上旬でしたが、彼は果して大観音の傍の汚ない寺の中に閉ぢ籠つてゐました。

(「先生と遺書」二十)

私は其時彼の生活の數々坊さんらしくなつて行くのを認めたやうに思ひます。彼は手頸に珠数を懸けてゐました。私がそれは何のためだと尋ねたら、彼は親指で一つ二つと勘定する真似をして見せました。彼は斯うして日に何遍も珠数の輪を勘定するらしかつたのです。

(同前)

というように、実家への「こだわり」が、「坊さんらしさ」として、外見からそれとわかるやうなものであつたと描かれている。これが復籍後になると、

所が此過度の勞力が次第に彼の健康と精神の上に影響して来たやうに見え出しました。それには無論養家を出る出来ないの蒼蠅い問題も手伝つてゐたでせう。彼は段々感傷的になつて来たのです。

(「先生と遺書」二十二)

さらに、未来に対するあせり方が「普通に比べると遙かに甚しかつた」と、情緒不安定さが強調され、

Kはたゞ學問が自分の目的ではないと主張するのです。意志

の力を養つて強い人になるのが自分の考だと云ふのです。それには成るべく窮屈な境遇にゐなくてはならないと結論するのです。普通の人から見れば、丸で酔興です。其上窮屈な境遇にゐる彼の意志は、ちつとも強くなつてゐないのです。

(「先生と遺書」二十二)

仏教の教義で養はれた彼は、衣食住について兎角の贅沢をいふのを恰も不道徳のやうに考へてゐました。なまじい昔の高僧だとか聖徒だとかの伝を読んだ彼には、動ともすると精神と肉体とを切り離したがる癖がありました。肉を鞭撻すれば靈の光輝が増すやうに感ずる場合さへあつたのかも知れませんが。

(「先生と遺書」二十三)

もし私が彼の知つてゐる通り昔の人を知るならば、そんな攻撃はしないだらうと云つて悵然としてゐました。Kの口にした昔の人とは、無論英雄でもなければ豪傑でもないのです。靈のために肉を虐げたり、道のために体を鞭つたりした所謂難行苦行の人を指すのです。Kは私に、彼がどの位そのために苦しんでゐるか解らないのが、如何にも残念だと明言しました。

(「先生と遺書」三十一)

Kは昔しから精進といふ言葉が好でした。私は其言葉の中に禁欲といふ意味も籠つてゐるのだらうと解釈してゐました。然し後で實際を聞いて見ると、それよりもまだ嚴重な意味が含まれてゐるので、私は驚ろきました。道のためには凡てを

犠牲にすべきものだ」と云ふのが彼の第一信条なので、
撰欲や禁欲は無論、たとひ欲を離れた恋そのものでも道の妨
害になるのです。
〔「先生と遺書」四十一〕

というように、精神面に重点を置いた抽象的な描写になっている。
つまり、「こだわり」は、復籍後において内的に鬱屈し、かえつ
て強くなっているのである。なお、Kの宗旨を「決して生家の宗
旨に近いものではなかつた」(「先生と遺書」四十一)と先生が
指摘しているが、これは、強度の「こだわり」の裏返しと思われ
る。

他の宗旨によって精進を目指しながらも、Kの意識の底には、
実家への「こだわり」が根強く残っていたのである。そして、こ
のことは、Kの日常生活における基本的な価値観が、幼い頃に培
われた真宗の教義によっていることを意味していると考えられる。

*

真宗の教義の中から親子関係に関するものを搜すと、「蓮如上
人九十箇条」の次のような項目があげられる。

一、主親ニムカヒテタテツキカロシムルコト努々アルヘカラ
サル事

一、父母死去ノミキンニハ五十日ノ精進ナリ若佗行シテ後ニ
キタランハ一日ニテモ精進シツヘシ若五十日スキテ
キタランハソノ日ヨリシテ五十日ノ精進ナリトシルヘキ

事

一、子供ノ明日精進スルコトイハレナシサリナカラ不便ニア
マリテノコトナラハクルシカラス

一、親ノタフトム宗旨ヲ背ヒテ子供佗宗ニ成ルヘカラス
一、親ハ子ニアハレミヨタレ子ハ親ニシタカヒテ魚ト水ノコ
トクニコトモツヘシ

(森岡清美「真宗教団と『家』制度」による)
つまり、子は親に孝養をつくすとともに、親の宗旨を遵守しなけ
ればならないのである。

ところで、漱石自身は、真宗に対してどの程度の関心、あるいは
知識を有していたのであろうか。

夏目家が真宗寺の檀家であったことは、鏡子夫人が「漱石の思
い出」の中で、

いつのことでしたか、雛子の葬式の時などもそうだったので
したが、真宗の寺はいやだ、ことに夏目家累代の菩提所本法
寺は真平だとお葬式の話の出た折りに申しますから、……

(角川文庫版)

と回想していることから明らかである。しかし、真宗の寺に対し
ては嫌悪に近い感情を抱いていたようである。

漱石の真宗への関心は、ある時期まで真宗そのものにはなく、
その開祖である親鸞の人間性に集中していた。この関心の強さは
後に、

精神的になつて来ると——さうですね、古臭い例を引く様でありますが、坊さんと云ふものは肉食妻帯をしない主義であります。夫を真宗の方では、ずつと昔から肉を食つた、女房を持つて居る。是はまあ思想上の大革命でせう。親鸞上人に初めから非常な思想が有り、非常な力が有り、非常な強い根柢の有る思想を持たなければ、あれ程の大改革は出来ない。言葉を換へて言へば親鸞は非常なインデペンデントの人と云はなければならぬ。あれだけのことをするには初めからチャンとした、シツカリした根柢がある。さうして自分の執るべき道はさうでなければならぬ、外の坊主と歩調を共にしたいけれども、如何せん独り身の僕は唯女房を持ちたい肉食をしたいと云ふ、そんな意味ではない。其時分に、今でもさうだけれども、思ひ切つて妻帯し肉食をすると云ふことを公言するのみならず、断行して御覧なさい。何の位迫害を受けるか分らない。尤も迫害などを恐れるやうではそんな事は出来ないでせう。そんな小さい事を心配するやうでは、こんな事は仕切れないでせう。其所は其人の自信なり、確乎たる精神なりがある。其人を支配する権威があつて初めてあゝ云ふことが出来るのである。だから親鸞上人は、一方ちや人間全体の代表者かも知らんが、一方では著しき自己の代表者である。

(「模倣と独立」)

と、講演の中でその人間性について詳しく語っていることからう

かがうことができる。

では、ここで先に述べたある時期がいつであり、その時期以後漱石の関心がどのように変化したかを考えることにしたい。

まず、その時期であるが、それは五女雛子が亡くなった時だと思われる。漱石はこの時の様子を日記に、

……昨夕の通夜僧は三部経を読んで和讃をうたつた。和讃は親鸞上人の作つたものに三代目の何とかいふ人が節づけをしたものださうである。御文様は八代目の蓮如上人の作ださうである。

(明治四十四年十二月二日)

と記すとともに、『彼岸過迄』の中に、
晩には通夜僧が来て御経を上げた。千代子が傍で聞いてゐると、松本は坊さんを捕まへて、三部経がどうだの、和讃がどうだのといふ変な話をしてゐた。其会話の中には親鸞上人と蓮如上人といふ名が度々出て来た。十時少し廻つた頃、松本は菓子と御布施を僧の前に並べて、もう宜しいから御引取下さいと断つた。坊さんの帰つた後で御仙が其理由を聞くと、「何坊さんも早く寐た方が勝手だね。宵子だつて御経なんか聴くのは嫌だよ」と済ましてゐた。(「雨の降る日」六)

というふうに取り入れている。この中の松本には、漱石を髣髴とさせるものがある。
漱石は、雛子の死を契機として真宗の教義に関心を持つようになつた。そして、それ以後自分なりに勉強することによつて、真

宗の教義やその価値観についての知識を得たのであろう。

*

Kの日常生活における基本的な価値観は、先にも解れたように真宗によっているわけであるから、両親の意向に逆らって勘当当然の扱いをされ、その上、他の宗旨に傾倒しているというKは、非常に親不孝だということになる。Kにとっては、堪え難い状況に陥ったわけである。こういう中で、Kは現実から目をそむけ、宗教を通して精神の世界へと逃避していく。これは、精神的に精進することで実家とのかかわりを持ち続け、そうすることによっていずればその隔絶を解消できるのではないかという微かな期待、さらに、「家」と「個人」との間の軋轢を宗教によって解消できないかという模索とも考えられる。しかし、精進に励むKは、道のためにはすべてを犠牲にするというように、自分自身の道を見つめることを目的とし、確固たる自己を確立させることの方に重きを置く。Kにとっては、あくまで「個人」の方が優先されているのである。

このように精神の世界でひたすら精進に励んでいたKが、先生によって突如として現実の世界へ連れ戻されることになる。そして、家庭的な雰囲気味わううちに心を開くようになり、お嬢さんに恋をする。しかし、Kは、

其頃は覚醒とか新しい生活とかいふ文字のまだない時分で

した。然しKが古い自分をさらりと投げ出して、一意に新しい方向へ走り出さなかつたのは、現代人の考へが彼に欠けてゐたからではないのです。彼には投げ出す事の出来ない程尊い過去があつたからです。彼はそのため今日迄生きて来たたと云つても可い位なのです。だからKが一直線に愛の目的物に向つて猛進しないと云つて、決して其愛の生温い事を證拠立てる訳には行きません。いくら熾烈な感情が燃えてゐても、彼は無暗に動けないのです。前後を忘れる程の衝動が起る機会を彼に与へない以上、Kは何うしても一寸踏み留まつて自分の過去を振り返らなければならなかつたのです。さうすると過去が指し示す路を今迄通り歩かなければならなくなるのです。其上彼には現代人の有たない強情と我儘がありました。

(「先生と遺書」四十三)

というように、すぐさま恋にのめり込んでいくことができず、今まで歩いてきた「過去」という精進の日々との激しい葛藤に苦しむ。なぜならば、自分の進む道を変更することは、Kにとっては過去を否定することであり、ひいては自分自身をも否定してしまうことになるからである。

ところが、Kはどうとうお嬢さんへの気持ちを先生に打ち明ける。その結果、同じくお嬢さんに思いを寄せている先生の策略によって自殺してしまう。しかし、自殺する刹那Kの胸に去来したものは、裏切られたという先生への恨みではなく、周囲の人たち

の気持ちを理解できなかった、というより理解しようと思えなかつた自分、また、言葉を換えて言うならば、他者を思いやるという社会における人間関係の中で最も基本的な態度をなし得なかつた自分自身への憤りであつたと思われる。Kの自殺の当事者である先生は、その原因について、

同時に私はKの死因を繰り返しく考へたのです。其当座は頭がたゞ恋の一字で支配されてゐた所為でもありませんが、私の観察は寧ろ簡単でしかも直線的でした。Kは正しく失恋のために死んだものとすぐ極めてしまつたのです。しかし段々落ち付いた気分で、同じ現象に向つて見ると、さう容易くは解決が着かないやうに思はれて来ました。現実と理想の衝突——それでもまだ不十分でした。私は仕舞にKが私のやうにたつた一人で淋しくつて仕方がなくなつた結果、急に所決したのではなからうかと疑がひ出しました。

(「先生と遺書」五十三)

と分析しているが、ここで先生の言う「淋しさ」は、自己本位に生きすぎたことに対する孤独感と考えられる。

漱石は、『こゝろ』連載の終了後、「私の個人主義」という講演を行い、その中で、

私は此自己本位といふ言葉を自分の手に握つてから大変強くなりました。

と語っている。この一文は漱石を論じる時しばしば引き合いに出

されるが、同じ講演の中の、

第一に自己の個性の発展を仕遂げやうと思ふならば、同時に他人の個性も尊重しなければならないといふ事。

という部分はまだ問題にされない。漱石は「個人主義」「自己本位」の利点を説くと同時に、そこから起こりうる弊害をも予測していたのである。

*

以上考察してきたように、Kの自殺は、その引き金となつたのは先生の裏切りであるが、真の原因は、自己本位に生きすぎたことに対する孤独感および自責の念だと考えられる。

漱石は、真宗寺の次男、養子縁組・離縁、実家との隔絶、という境遇を設定することによって、「家」という背景を失つた人物としてKを造型した。そして、Kはその境遇ゆえに、現実から逃避し、精神の世界で自己の向上を曰指すという、あくまで「自己本位」に生きる人物として描き出された。しかし、このような人物は、「家」に重きを置く当時の社会においては、所詮生きてはいけなかつたのであろう。

漱石は、Kの存在を通して、明治社会における「家」と「個人」との間の矛盾を鋭く描き出しているのである。

(注一) 読みやすくするために、片仮名を平仮名に改め、濁点

を施した。以下同じ。

(注2) 漱石文庫には、大正二年五月十二発行の『真宗聖典』が蔵されている。

(本稿は、昭和六十年年度岡山大学言語国語国文学会における口頭発表をもとに、加筆訂正したものである。)

(岡山大学大学院研究生)

研究室受贈図書雑誌目録(三)

- 国語国文学研究(熊本大学) 第二十号
- 国語国文学会誌(学習院大学) 第二十八号
- 国語国文学会誌(福岡教育大学) 第二十六号
- 国語国文学誌(広島女学院大学) 第十四号
- 国語国文学報(愛知教育大学) 第四十二集
- 国語国文研究(北海道大学) 第七十三号
- 国語国文論集(学習院女子短期大学) 第十四号
- 国語表現研究 第二号
- 国際日本文学研究集学会誌録(国文学研究資料館) 第八回
- 国文(お茶の水女子大学) 第六十二号、第六十三号
- 国文学(愛知大学) 第二十二・二十三号合併号、第二十四号

二十五号

- 国文学会誌(京都教育大学) 第十九号
- 国文学会誌(新潟大学) 第二十八号
- 国文学科報(跡見学園女子大学) 第十三号
- 国文学研究(群馬県立女子大学) 第五号
- 国文学研究(早稲田大学) 第八十五集、第八十六集
- 国文学研究資料館紀要 第十号 第十一号
- 国文学研究ノート(神戸大学) 第十八号
- 国文学放(広島大学) 第一百一号 第一百四号 第一百五号 第一百六号 第一百七号
- 国文学雑誌(藤女子大学・藤女子短期大学) 第三十四号 第三十五号
- 国文学論究(花園大学) 第十二号
- 国文学論考(都留文科大学) 第二十一号
- 国文学論集(山梨大学) 第二十三集
- 国文学論叢(龍谷大学) 第三十集
- 国文研究(愛媛国語国文学会) 第三十四号
- 国文研究と教育(奈良教育大学) 第八号
- 国文白百合(白百合女子大学) 第十六号
- 国文目白(日本女子大学) 第二十四号
- 国文論集(神戸大学) 第十一号